



注目
1

新型コロナウイルスワクチン関連情報

基礎疾患等を有する 18～59 歳の人へ、4 回目接種のお知らせ

健康づくり課新型コロナウイルスワクチン接種担当 (☎ 590-7355)
北本市コロナワクチンコールセンター (☎ 0120-152-187)

3 回目接種が完了している **18～59 歳** の人で、**(1)～(3) のいずれかに該当する人は、4 回目接種の対象になります。** 接種を希望する人は、下記の方法で申請してください。

(1) 18 歳～59 歳の人で次のいずれかの基礎疾患があり、通院 / 入院している人

- 慢性の呼吸器の病気
- 慢性の心臓病 (高血圧を含む)
- 慢性の腎臓病
- 慢性の肝臓病 (肝硬変等)
- インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- 血液の病気 (ただし、鉄欠乏性貧血を除く)
- 免疫の機能が低下する病気 (治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む)
- ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態 (呼吸障害等)
- 染色体異常
- 重症心身障害 (重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- 睡眠時無呼吸症候群
- 重い精神疾患 (精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療 (精神通院医療) で「重度かつ継続」に該当する場合) や知的障害 (療育手帳を所持している) ※1

(2) 18 歳～59 歳の人で、BMI が 30 以上ある人

(3) 18 歳～59 歳の人で、医師から重症化リスクが高いと認められた人

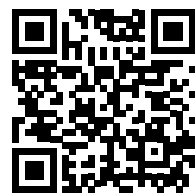
※1 「精神障害者保健福祉手帳」または「療育手帳」をお持ちの人は、通院 / 入院をしていない場合も 4 回目接種の対象になります。
※ 60 歳以上の人は努力義務規定が適用されますが、18～59 歳の人には努力義務規定は除外されています。接種にあたっては、かかりつけ医とよくご相談ください。

基礎疾患等に該当する人の申請方法

申請方法

WEB から接種券の送付をお申し込みください。

WEB 申請フォームはこちらから ▶



※診断書等の提出は不要です。
※多くの申請が見込まれるため、感染症拡大防止の観点から、原則、WEB 申請フォームにて接種券の送付申請を受け付けます。
PC やスマートフォンの操作が困難な人は、市へご相談ください。

接種券 発送時期

4 回目接種券の申請受付を確認した後、3 回目接種から約 4 か月後 (5 か月が経過する日の 2 週間前～1 か月前) に順次発送します。

注意事項

現時点では、17 歳以下の人、4 回目接種の対象には含まれていません。
現在 17 歳で、基礎疾患等に該当する人は、18 歳の誕生日を迎えてから申請をしてください。

3 回目接種が完了している 60 歳以上の人には、市から接種券を送付するため申請不要です。

3 回目の接種日に基づき順次お送りしていますので、お手元に届くまでお待ちください。

※ 60 歳以上の人で、3 回目接種した後に北本市へ転入された人は申請が必要です。本人または同一世帯員からの申請であれば電話で申請を受け付けていますので、新型コロナウイルスワクチン接種担当 (☎ 590-7355) へご連絡ください。

新型コロナ関連給付

注目
2

令和 4 年度低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 **ひとり親世帯対象**

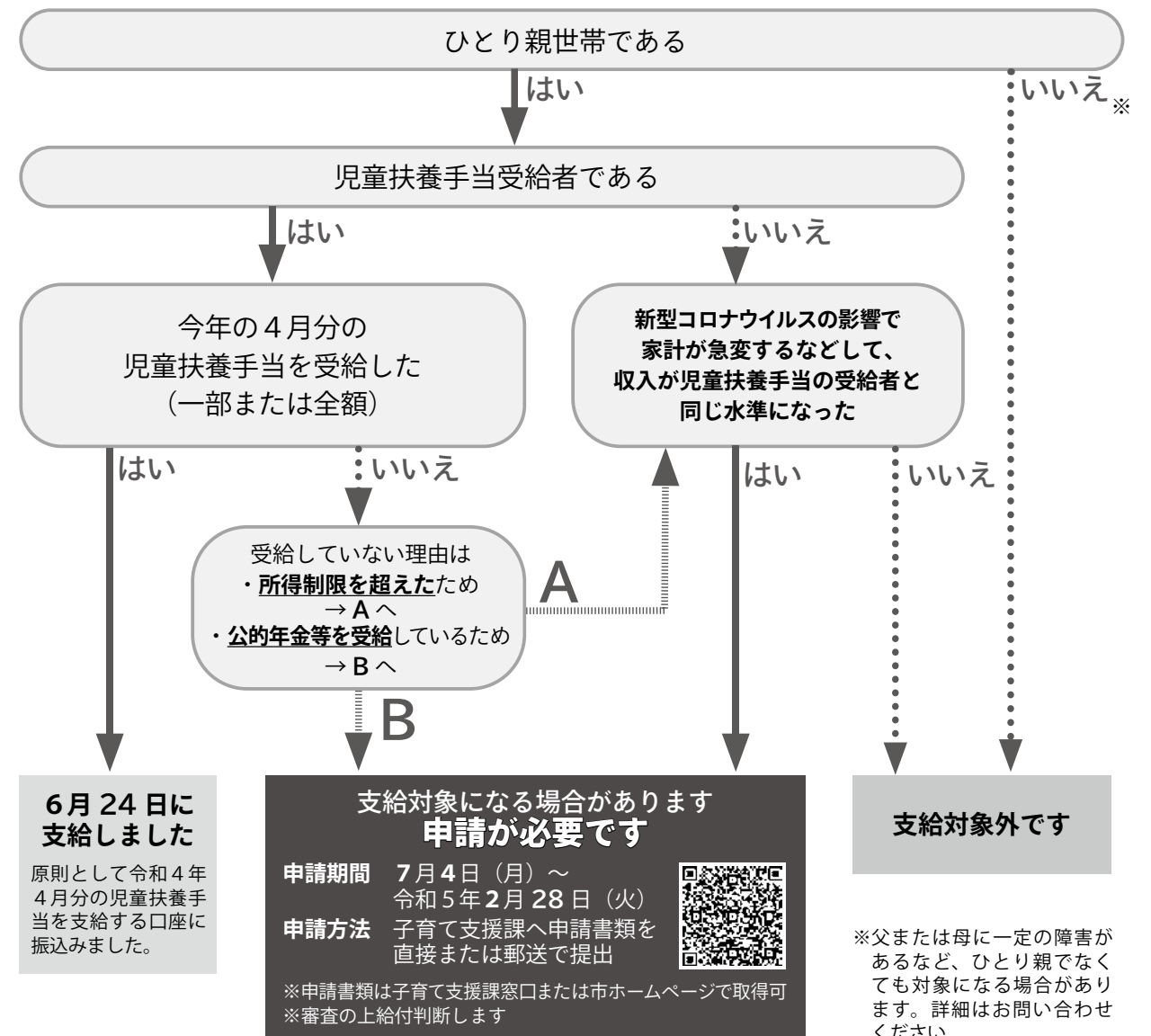
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯の皆さんに特別給付金を支給します。
子育て支援課子育て支援担当 (☎ 594-5537)

対象者 低所得のひとり親世帯 (児童扶養手当受給者等)

支給額 **10 万円** (国の子育て世帯生活支援特別給付金 5 万円 + 北本市独自加算 5 万円)
18 歳以下の子ども (※) 1 人あたり ※一定の障害のあるお子さんの場合は 20 歳まで

支給時期 申請不要の人には 6 月 24 日に支給
(申請が必要な人は、申請を受け付け次第、順次支給)

対象者や申請の必要の有無については以下のフローチャートをご覧ください



ひとり親以外の低所得の子育て世帯に対する給付金の詳細は、広報きたもと 8 月号に掲載予定です。